

4. 観光・スポーツ・文化芸術

(1) KPI の主な進捗状況

《KPI》訪日外国人旅行者数を 2020 年に 4,000 万人、2030 年に 6,000 万人とすることを目指す。

⇒2017 年：2,869 万人（2012 年：836 万人）

《KPI》訪日外国人旅行消費額を 2020 年に 8 兆円、2030 年に 15 兆円とすることを目指す。

⇒2017 年：4 兆 4,162 億円（2012 年：1 兆 846 億円）

《KPI》スポーツ市場規模を 2020 年までに 10 兆円、2025 年までに 15 兆円に拡大することを目指す。

⇒2015 年：5.5 兆円

※（株）日本政策投資銀行の協力を得て、スポーツ市場規模を継続的かつ国際比較可能な形で推計する手法を検討する。

《KPI》全国のスタジアム・アリーナについて、多様な世代が集う交流拠点として、2017 年から 2025 年までに 20 拠点を実現する。

⇒2018 年 3 月までに新たに設計・建設段階に入った案件は数件程度。この他、構想・計画段階にあるスタジアム・アリーナは全国に 50 件以上が存在。

《KPI》2025 年までに、文化 GDP を 18 兆円（GDP 比 3 %程度）に拡大することを目指す。

⇒2016 年：8.9 兆円（2015 年：8.8 兆円）

(2) 政策課題と施策の目標

地域経済の好循環を実現するに当たり、観光、スポーツ、文化芸術といった地域資源は、その価値を向上させて活用することで、交流人口の拡大、民間投資の拡大とこれによる生産性・収益性の改善、そして良質な雇用と賃金上昇に結び付き、大きな波及効果をもたらし得る。

しかし、地域において、地域資源の価値の更なる発揮の必要性、地域資源を効果的にビジネスに活かす民間投資やデータ活用などの新たなビジネスモデル開拓の不足、事業を計画・調整・実施する人材の不足、交流人口の受入れ環境の更なる改善の必要性といった課題が残っている。

こうした課題に対応するため、観光、スポーツ、文化芸術の各分野について、以下の施策を実施し、地域経済の好循環の実現を図る。

(3) 新たに講ずべき具体的施策

i) 観光

観光は、「地方創生」への切り札、GDP600兆円達成に向けた成長戦略の柱であり、「明日の日本を支える観光ビジョン」（平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定）及び「観光ビジョン実現プログラム2018」（平成30年6月12日観光立国推進閣僚会議決定）等に基づき、観光先進国の実現に向けた取組を進める。その際、「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」や地域における観光行政のワンストップ相談窓口である地方運輸局等の「観光地域づくり相談窓口」、「観光地域づくりに対する支援メニュー集」も活用し、省庁横断的に取り組む。

① 観光資源の魅力を高め、地方創生の礎に

ア) 魅力ある公的施設・インフラの大胆な公開・開放

- ・民間活用、料金徴収等により高質なサービスを提供し、満足度向上を図る取組を、特にポテンシャルの高い公的施設・インフラで推進する。
- ・赤坂・京都迎賓館の一般公開の更なる魅力向上に向けた企画や参観料見直しを検討するほか、赤坂迎賓館前公園のカフェ等の建設を進める。
- ・三の丸尚蔵館収蔵品について、他の美術館・博物館と連携しつつ、公開拡充を図るとともに、三の丸尚蔵館の増築等を順次実施する。
- ・桂離宮について、ガイドツアーの拡充など更なる公開拡充を図る。
- ・ダム等のインフラを観光資源として活用し地域振興を図るインフラツーリズムを推進する。

イ) 文化財の観光資源としての開花

- ・文化財の高度な多言語解説整備やVRなど先端技術による日本文化の魅力発信、当時の状況を体感できるLiving History⁴に係る先行的な取組事例の収集・周知、学芸員等の日本文化紹介・解説の推進、文化財保護制度の見直し等を行う。
- ・地域文化財の一体的な面的整備等の取組を1,000事業程度実施し、日本遺産をはじめ文化財を中核とする観光拠点を200拠点程度整備する。

ウ) 国立公園の「ナショナルパーク」としてのブランド化

- ・平成32年外国人国立公園利用者数1,000万人の目標達成に向け、多言語解説や体験型コンテンツの充実、上質な宿泊施設の誘致、利用拠点の面的な景観再生、利用者負担による保全の仕組み作りなどの取組

⁴ 観光客が体感・体験できるよう歴史的な出来事や当時の生活を再現すること等により、文化財の付加価値を高める取組

- を推進するほか、先行 8 公園の成果や事例を他の公園にも展開する。
- エ) 景観の優れた観光資産の保全・活用による観光地の魅力向上
- ・平成 32 年を目途に全国の主要な観光地で景観計画の策定を推進するなど、景観まちづくりを進めるほか、無電柱化推進計画に基づき、低コスト手法等も活用しつつ、無電柱化を推進する。
- オ) 滞在型農山漁村の確立・形成
- ・農泊に取り組む体制の構築等により農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を平成 32 年までに 500 地域創出する。
- カ) 古民家等の歴史的資源を活用した観光まちづくりの推進
- ・旅館業規制の緩和や建築規制の合理化等を通じ、地域の古民家等を観光まちづくりの核として面的に再生・活用する取組を推進し、平成 32 年までに全国 200 地域で取組を展開することを目指す。
- キ) 新たな観光資源の開拓
- ・ナイトタイム等の有効活用、観戦型スポーツ等のインバウンド対応、ビーチの活用促進等により、新たな体験型コンテンツの開発に取り組むとともに、プロジェクションマッピングの円滑な実施環境の整備や公共空間の柔軟な活用、興行場等に係る建築規制の合理化やエンターテインメント鑑賞機会の拡大、VR・AR などの最新技術の活用等を進める。
- ク) 地方の商店街等における観光需要の獲得・伝統工芸品等の消費拡大
- ・地方における免税店の拡大、免税手続電子化に向けたシステム開発、外国人受入可能な伝統的工芸品産地の拡大等を推進する。
- ケ) 広域観光周遊ルートの世界水準への改善
- ・DMO 等地域の関係者が広域的に連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組を支援するとともに、酒蔵、社寺などのテーマ別観光に取り組む地域をネットワーク化し、地方誘客を目指す。
- コ) 「観光立国ショーケース」の形成促進
- ・釧路市・金沢市・長崎市に対し、関係省庁が連携し、民間投資の促進等に向けた優先的な支援を行うとともに、取組事例の横展開を図る。
- サ) 東北の観光復興
- ・東北 6 県の外国人宿泊者数を平成 32 年に 150 万人泊（平成 27 年の 3 倍）とするため、観光資源の磨き上げを推進するほか、「復興観光拠点都市圏」の重点支援、福島県の国内観光関連事業への支援等を行う。

② 観光産業を革新し、国際競争力を高め、我が国の基幹産業に

ア) 観光関係の規制・制度の総合的な見直し

- ・改正通訳案内士法に基づき、自転車ガイドツアー等の魅力ある体験型観光を充実させるほか、専門性の高いガイド人材の育成・強化を図る。
- ・宿泊産業の革新を図るため、インバウンド対応の促進、泊食分離の推進、ICTの活用や宿泊施設間の連携等による生産性向上等に取り組む。

イ) 民泊サービスへの対応

- ・住宅宿泊事業法の適切な運用や旅館業規制の見直しにより、健全な民泊サービスの普及を図る。

ウ) 宿泊施設不足の早急な解消及び多様なニーズに合わせた宿泊施設の提供

- ・上質なサービスを提供する旅館等の情報を外国人目線で海外に発信するとともに、宿泊施設のバリアフリー化等を推進する。

エ) 産業界ニーズを踏まえた観光経営人材の育成・強化

- ・観光産業の人材育成・強化に向け、専門職大学制度の活用や、外国人材の活用に向けた環境整備等に取り組む。

オ) 世界水準のDMOの形成・育成

- ・魅力ある観光地域づくりを推進するため、DMOの運営に多様な主体が関与する仕組みの構築、外国人目線による多言語表記の見直しやプロモーションの改善、JNTOによるコンサルティング業務の強化等の取組を支援し、平成32年までに世界水準のDMO（先駆的インバウンド型DMO）を100組織形成することを目指す。
- ・都道府県レベルの入込客数及び旅行消費額の実態を明らかにする地域観光統計を本年度中に公表する。

カ) 「観光地再生・活性化ファンド」の継続的な展開

- ・地域経済活性化支援機構（REVIC）や日本政策投資銀行が組成した観光関連ファンド等により、観光地の面的再生・活性化を推進する。

キ) 次世代の観光立国実現のための財源の活用

- ・「国際観光旅客税の用途に関する基本方針等について」（平成29年12月22日観光立国推進閣僚会議決定）に基づき、国際観光旅客税の税収を活用し、観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図る。

ク) 訪日プロモーションの戦略的高度化及び多様な魅力の対外発信強化

- ・JNTOの更なる改革や体制強化を進め、欧米豪を中心とするグローバルキャンペーンや富裕層対策の強化、デジタルマーケティングを活用し

たプロモーションの高度化、JNTO ウェブサイト等の充実、在外公館等と連携した国別戦略に基づく対外発信等を推進する。

- ・「ホストタウン」の推進を通じ海外への情報発信等を強化する。

ケ) MICE 誘致の促進

- ・官民連携の MICE 国際競争力強化策を本年度中に取りまとめる。また、MICE 誘致に向けた MICE ブランディングキャンペーンを実施する。

コ) ビザの戦略的緩和

- ・訪日プロモーションの重点 20 か国・地域で、訪日に際してビザが必要な主要重点国のうち中国、フィリピン、インド及びロシアを中心に、政府全体の受入環境の整備等と連携し、ビザ緩和を推進する。

サ) 若者のアウトバウンド活性化

- ・国際相互理解の増進等の観点から若者のアウトバウンドの活性化を図るため、旅行会社から旅行者に対して安全情報の提供等を行うプラットフォームを本年度中に構築するとともに、教育旅行の促進、地方空港の LCC などの国際線の就航促進、出入国審査の迅速化等を推進する。

③ すべての旅行者が、ストレスなく快適に観光を満喫できる環境に

ア) 最先端技術を活用した革新的な出入国審査等の実現

- ・顔認証ゲートやバイオカート導入空港の拡大、税関検査場電子申告ゲートや高性能 X 線検査装置の施設整備など、CIQ において必要な物的・人的体制の計画的な整備を進めるほか、チェックイン、保安検査等も含めた旅客の搭乗に係る諸手続・動線全体の円滑化・高度化を図り、空港・港湾での FAST TRAVEL・SMOOTH VOYAGE を実現する。

イ) 地方空港等のゲートウェイ機能強化

- ・首都圏空港の発着容量を世界最高水準の約 100 万回に拡大する。羽田空港の飛行経路見直しに向け、騒音・落下物対策や丁寧な情報提供等を行うほか、訪日需要や国際競争力強化を主眼として路線選定作業に着手する。成田空港の発着容量拡大のため、地元合意に基づき、成田財特法による周辺地域の施設整備の促進や滑走路増設、運用時間延長等を進める。
- ・福岡・那覇空港の滑走路増設などの拠点空港等の機能強化を図る。
- ・北海道における複数空港の一体運営など空港コンセッションを推進する。
- ・操縦士等の育成や地上支援業務の省力化・自動化、ビジネスジェットの入受環境改善等を推進し、航空需要の増加・多様化への対応を図る。

- ・「訪日誘客支援空港」等の地方空港に対し、着陸料軽減や搭乗橋整備等を支援し、国際線の新規就航・増便や旅客受入環境高度化を推進する。
- ・空港におけるおもてなし環境・賑わいの創出に係る取組を推進する。

ウ) クルーズ船受入の更なる拡充

- ・クルーズ船「お断りゼロ」の実現に向け、係船柱等の整備やターミナル等におけるインバウンド対応といった受入環境整備を進めるとともに、クルーズ旅客の満足度向上や消費拡大に向けた取組を推進する。
- ・旅客施設等への投資を行うクルーズ船社に岸壁の優先利用等を認める仕組みを活用し、官民連携による国際クルーズ拠点の形成を促進する。

エ) 高速交通網の活用による「地方創生回廊」の完備

- ・本年度中に全ての新幹線・在来線特急の海外インターネット予約を可能とし、将来的な予約ページの共通化や外部事業者による観光列車運行の仕組みの検討、ジャパン・レールパスの利便性向上等を推進する。
- ・国内外のサイクリストの誘客を図り、自転車の活用を推進するため、官民が連携した走行環境の整備やサイクルトレインの拡大等を図る。
- ・道の駅のインバウンド対応の促進、高速道路周遊パスの充実、高速道路ナンバリングの普及、ETC2.0等を活用したピンポイント事故対策の実施、交通需要調整のための料金施策の検討などの取組を推進する。
- ・ドイツ、フランス等の訪日外国人のレンタカー等の運転に必要な外国運転免許証に添付する日本語の翻訳文入手に関し、利便性向上を図る。

オ) 公共交通利用環境の革新

- ・旅行者目線で利用環境を刷新し、世界水準の交通サービスを実現するため、全ての新幹線での本年度中のサービス開始を含むWi-Fi環境の整備や、決済環境の整備、多言語対応の促進、トイレの洋式化、周遊パスの整備、大型荷物置き場の設置、バリアフリー化などの取組を推進するほか、スマートフォン等による運行情報等の提供の充実を図る。

カ) キャッシュレス環境の飛躍的改善

- ・平成32年までに外国人が訪れる主要な商業施設、宿泊施設、観光スポットにおいて「100%のキャッシュレス決済対応」及び「100%のクレジットカード決済端末のIC対応」を実現することに向け、決済端末の設置を推進する。

キ) 通信環境の飛躍的向上と誰もが一人歩きできる環境の実現

- ・新幹線トンネルの電波遮へい区間対策の強化等を図るほか、来年度までに約3万か所の防災拠点等にWi-Fi環境を整備する。

- ・多言語音声翻訳システムについて、精度向上、技術実証、全国的利活用実証等、関係府省庁が連携して更なる普及に取り組む。
 - ・本年度中に外国人観光案内所数 1,200 か所程度を目指し、VR による案内機能高度化等を促進するほか、公衆トイレの洋式化等を推進する。
 - ・ムスリム旅行者にとって不可欠な食や礼拝などの受入環境の整備等を促進するとともに、ムスリムに対する情報発信を強化する。
 - ・混雑情報の「見える化」により広域的に混雑緩和を図る取組等を推進するなど、持続可能な観光地域づくりに向けた対策を強化する。
 - ・国民生活センター等に訪日外国人向け消費生活相談窓口を開設する。
- ク) 急患等にも十分対応できる外国人患者受入体制の充実
- ・滞在中に医療機関に受診する訪日外国人旅行者の増加を踏まえ、多言語対応等の充実や訪日外国人の保険加入の促進等に取り組む。
- ケ) 休暇改革
- ・大人と子供が向き合う時間を確保するため、地域の実情に応じ、教育現場に混乱が生じないように、「キッズウィーク」を設定し、多様な活動機会の確保等を官民一体で推進する。
- コ) オリパラに向けたユニバーサルデザインの推進
- ・「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」（平成 29 年 2 月 20 日ユニバーサルデザイン 2020 関係閣僚会議決定）や改正バリアフリー法に基づき、ユニバーサルデザインのまちづくりや心のバリアフリーを推進するとともに、バリアフリー車両の導入促進、主要鉄道駅、空港等や観光地周辺のバリアフリー化、競技会場と周辺の駅を結ぶ道路のバリアフリー化等を進める。

ii) スポーツ産業の未来開拓

①スポーツを核とした地域活性化

- ・スタジアム・アリーナについて、類型ごとの課題の共有を行うとともに、国の支援に係る一元的な相談窓口の設置、地元の合意形成を担う人材の確保策等の検討など、個別のニーズを踏まえた支援を関係府省庁・機関等が連携して行う。また、スポーツ以外のコンテンツを有する民間事業者ニーズの反映方策やスタジアム等の地域にもたらす効果の検証手法について検討を開始する。
- ・学校とスポーツ団体・企業等との協働による先進的な運動部活動の取組に関する実証研究を行うとともに、ICT を活用してスポーツ指導者や施設等のスポーツ資源をシェアリングして有効活用するビジネス

モデルを構築するための実証研究を行う。

- ・国民のスポーツ実施率向上のための行動計画を本年夏までに策定し、国民全体に対する普及・啓発策やビジネスパーソン・女性・子供・高齢者・障害者等各層の特性に応じた取組を進める。

②スポーツの成長産業化の基盤形成

- ・スポーツ経営人材を育成するため、スポーツビジネス特有のスキルを身につけることができる学科（スポーツ MBA）や教育プログラムの提供に向けて、カリキュラムや教材等の開発の支援を行うとともに、育成体制の在り方や専門人材等の外部人材の流入（マッチング）促進方策について、本年度中に結論を得る。また、スポーツ団体の女性役員候補者に対する研修、スポーツ・インテグリティ確保のためのスポーツ団体の取組の促進等を実施する。
- ・適切な組織運営管理や健全な大学スポーツビジネスの確立等を目指す大学横断的かつ競技横断的統括組織（日本版 NCAA）を本年度中に創設する。また、学生のスポーツ活動を推進するため、学内のスポーツ分野の部活動を統括し、キャリア形成・地域貢献・資金調達等を一体的に行う部局・人材の配置に取り組む大学を本格的に増加させ、平成 33 年度までに 100 大学を目指す。
- ・スポーツオープンイノベーションプラットフォームを構築するため、企業や研究者、スポーツ団体等が一堂に会する場を設け、スポーツ分野におけるビッグデータや IT 技術の活用等を実現するためのマッチングを促す。
- ・「スポーツツーリズム需要拡大戦略」に基づき、マーケティングデータや優良事例等を地方公共団体・スポーツ団体・観光関係者等に情報提供するとともにスポーツコミッション等スポーツツーリズムに取り組む組織を支援する。また、本年中に日本のスポーツツーリズムの魅力を海外に発信するプロモーション動画を配信する。

③スポーツの海外展開の促進

- ・「スポーツ国際戦略」を本年夏頃に策定し、我が国独自の強みを活かしたスポーツコンテンツ（体育、部活動、運動会、プロスポーツリーグ等）の海外展開を促進するため、スポーツ庁、経済産業省、独立行政法人日本貿易振興機構、独立行政法人日本スポーツ振興センターが連携・協力して戦略的な情報収集や情報発信、プロモーションの支援等を行う。

iii) 文化芸術資源を活用した経済活性化

- ①「文化芸術推進基本計画」及び「文化経済戦略」に基づく、文化芸

術による経済の好循環実現

- ・文化を発想の起点として広範な課題とその解決の方向性について、文化関係者と産業界とが対話する場を設置し、高付加価値市場の創出、文化芸術資源や関連技術を利用したビジネス等におけるイノベーション、舞台芸術を含む文化関連サービス・コンテンツの海外展開の推進等を図る。劇場・音楽堂等において、自己収入の増加を促しつつ、機能強化・鑑賞環境の充実を図る。こうした取組により、文化による国家ブランド戦略の構築と文化 GDP の拡大を図る。
- ・食文化をはじめとする生活文化等に係る文化資源の掘り起こしやその魅力を高め、国民がよりそれに親しむ機会を創出するための新たな方策をまとめる。
- ・我が国の美術館の収蔵品等のデータベース化、美術品の収集の活発化等による美術館の価値創造機能の強化、アート市場インフラの整備・在り方、日本美術に関する体系的理解の国際的普及等について、本年中に官民が協議する場を設けて検討し、我が国のアート市場の活性化を通じた、美術品の資産価値向上及びアートの持続的振興を図る。
- ・国立美術館・博物館等の自己収入の増加を図るとともに、その利益を、「独立行政法人における経営努力の促進とマネジメントの強化について」（平成 30 年 3 月 30 日総務省通知）に基づき経営努力として認定し、ユニークベニューや多言語化、外国人向けのコンテンツの充実、開館時間の延長や収蔵品の修理等に活用する。
- ・メディア芸術分野などの新たな文化芸術体験活動や地域の美術館などの資源を活用して芸術教育を推進するとともに、障害者の文化芸術活動への支援や地域において障害者が継続的に文化芸術に親しむことができる環境整備等を推進する。
- ・地域の文化芸術資源を活用し、大規模行事を中心に国際発信拠点の形成を支援するとともに、文化芸術関係者と異業種の事業者の連携を促しつつ、新たな文化の創造につなげる。また、外交上の周年事業や大型スポーツイベント等と連動した文化芸術事業や、国際博物館会議（ICOM:International Council of Museums）京都大会 2019 をはじめとする国際文化交流を通じた日本文化の発信事業等により、国家ブランディングへの貢献を図る。

②文化芸術資源を核とした地域活性化

- ・2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした「文化プログラム」を、「beyond2020 プログラム」等の活用を促しながら、大会開催地にとどまらず全国各地において実施し、日本文

化の魅力や日本の美を国内外に発信するとともに、民間のノウハウも活かしつつ、誘客による地域活性化や共生社会の構築等につなげる。

- ・地域における文化財の総合的な保存・活用を積極的に進め、魅力ある地域づくりに活かす自治体に対し、市町村の文化財保存活用地域計画に基づく情報発信、人材育成等の取組を支援する。また、文化財の価値向上のため、原材料・用具確保の観点も踏まえつつ適切な周期で修理・美装化等を行うとともに、文化財の散逸等防止のため、国の指定・登録等に係る情報収集・把握や、地域の自発的取組を促しつつ、防災・防犯対策への支援や文化財の買上げ・活用を行う。

③コンテンツを軸とした文化産業の強化

- ・デジタルアーカイブジャパンの中心となる分野横断型統合ポータル「ジャパンサーチ(仮称)」の本格稼働に向けた取組を推進する。
- ・美術館や大学等におけるメディア芸術コンテンツのアーカイブ化への支援やノウハウの共有等によりアーカイブの取組を促進する。また、本年4月に設立した「国立映画アーカイブ」を核として、映画フィルムや関連資料の保存・収集・活用、デジタル化等を推進する。
- ・メディア芸術の国内外への発信の強化、先端技術やナイトタイムを活用したエンターテインメントの創出を図る。
- ・文化遺産オンラインについて、未掲載情報のアーカイブ化・掲載済みの文化財情報の二次利用に向けた条件整備・多言語化を実施する。